

守ろう！電波のルール

ー総務省九州総合通信局からのお知らせですー

総務省九州総合通信局では、電波を正しく利用していただくための広報活動及び不法無線局の取締りを強化しています。

電波は、テレビやラジオの放送や携帯電話などの身近なものから、航空機や船舶、警察、消防救急の無線などの社会生活の安全に関わるものまで、社会のライフラインに使われており、電波の不正利用は命の危険に繋がることがあります。

電波の不正利用は、電波法違反、犯罪です。電波法には罰則があります。不法無線局を開設・運用すると1年以下の懲役又は100万円以下の罰金、不法電波で重要な無線通信を妨害した場合は5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処せられます。

〔電波の3つのルール〕

①無線機器の使用の際は「技適マーク」㊦の確認を

「技適マーク」は、国内で利用できる無線機器のほとんどに表示されています。無線機器の購入・使用の際には、十分ご注意ください。

②外国規格の無線機器にはご注意を

近年、インターネット等で外国規格の無線機器が販売されています。これらの無線機器の多くは日本の電波法令に合致していないため、国内では使用できない場合があります。外国規格の無線機器を使用するとほかの無線局等に妨害を与えるおそれがあるため、仕様や技適マークを確認して購入してください。

③電波の利用には、原則、免許が必要です

無線機器の使用には、原則、無線局の免許や無線従事者の資格が必要です。また無線局の運用には、免許状の掲示や無線従事者免許証の携帯など細かなルールがあります。

特に以下の事項にご注意ください。

※ご注意ください

○無線機器を改造して出力を大きくしたり、指定された周波数以外で運用することは禁止されています。

○アマチュア無線は仕事に使えません。アマチュア無線を使用する場合はルールを守って運用してください。

ー問合せ先ー

■総務省九州総合通信局

HP <https://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/>

○不法無線局、混信・妨害……TEL:096-312-8252（受付）

○受信障害（テレビ・ラジオ）…TEL:096-326-7873

○電波利用料……………TEL:096-326-7843

○その他行政相談……………TEL:096-326-7819

電波のことなら
九州総合通信局へ



デンパ君